

【用語解説】

あ行

NPO法人

特定非営利活動促進法（NPO法）により法人格を承認された民間の非営利団体。法的には特定非営利活動法人という。

要件として、民間で公益に資するサービスを提供する営利を目的としない団体。

か行

介護給付

介護保険で要介護状態と認定された被保険者に提供される介護サービス、介護に関わる費用の支給のこと。次の9種類がある。

- ① 居宅介護サービス費の支給
- ② 特例居宅介護サービス費の支給
- ③ 居宅介護福祉用具購入費の支給
- ④ 居宅介護住宅改修費の支給
- ⑤ 居宅介護サービス計画費の支給
- ⑥ 特例居宅介護サービス計画費の支給
- ⑦ 施設介護サービス費の支給
- ⑧ 特例施設介護サービス費の支給
- ⑨ 高額介護サービス費の支給

介護支援専門員（ケアマネージャー）

介護支援専門員実研修受講試験に合格し、かつ実務研修を修了し、修了証明書の交付を受けた者。

要介護者等がその心身の状況等に応じて適切な居宅サービスや施設サービスを利用できるよう、市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う者。

介護福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法による国家資格。専門的知識及び技術を持って、身体上又は精神上的の障害により日常生活を営むのに支障がある者に対し、入浴、排泄、食事その他の介護を行い、その者及びその介護者に対して介護に関する指導、援助を行う者。

介護保険料

市町村は介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収しなければならない。保険料は第1号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。なお、第2号被保険者の保険料は、健康保険組合などの人数に応じて各医療保険者に振り分けられる負担額（介護給付費納付金）が決められ、各人の保険料額は加入している医療保険の算定方法により課され、医療保険料と一括して納める。

介護予防事業

介護予防は、介護保険制度に取り入れられた概念で、高齢者が要支援・要介護状態にならないようにしようとする。それを実践するものを介護予防事業という。

介護予防・日常生活支援総合事業

市町村を主体として、多様な人材、社会資源を活用して、要支援者、二次予防事業対象者に対して介護予防や配食、見守り等の生活支援サービスを総合的に行なう事業のこと。平成24年度からの介護保険制度の改正で導入された。

平成27年度からの新しい総合事業では、予防給付から訪問予防介護と通所予防介護事業が給付費から移行し、大きく介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業とで実施される。置戸町では平成29年度から開始の予定。

介護療養型医療施設

介護老人福祉施設、介護老人保健施設と比べて、医療面での手当てに重点を置いた入所施設のこと。病院内に併設される。介護老人保健施設等への転換を進め、平成24年3月31日までに廃止することが決まっていたが、廃止の時期が6年間延長された。

介護老人福祉施設

常時介護を必要とする要介護認定者が入所し、介護を受けながら日常生活を送る施設のこと。老人福祉法では特別養護老人ホームというが、介護保険法では介護老人福祉施設という。

介護老人保健施設

病院での治療が終了した要介護認定者が入所し、在宅生活への復帰を目指して機能訓練や看護、介護を受けながら生活する施設。

居住系サービス

夜間における住まいの場を提供するサービスで、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、施設入所支援がある。

居宅介護支援事業所

居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービスまたは福祉サービス（指定居宅サービス等）を適切に利用できるように、要介護者とサービス提供事業者や行政との調整を行う事業所。

介護利用型経費老人ホーム（ケアハウス）

老人福祉法に基づく居住施設で、身体機能の低下などの為、独立した生活が困難で、かつ家族による援助を受けることが困難な 60 歳以上の高齢者が自立して生活できるように配慮されたケアサービス付きの賃貸住宅。

入居者が要支援、要介護の認定を受ければ、ケアハウスに入居しながら、介護保険法の居宅サービスを受けることができる。

ケアプラン

要支援、要介護の認定を受けた者を対象として、心身状況やおかれている環境、本人や家族の希望を取り入れながら、利用しようとする介護保険サービスの種類や内容、担当者、その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画書のこと。

ケアマネジメント

要支援者または要介護者とその家族等の希望に応じて、保健・医療・福祉の各サービスを組み合わせ、適切な身体的・精神的・社会的なケアプランを作成し、継続的に援助すること。

健康教育

生活習慣病予防等の健康に関する正しい知識を広めることによって「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康の維持増進に役立たせようとするもの。

健康診査

がん、脳卒中、心臓病等の生活習慣病を予防する対策の一環として行われる健康診断及び当該診査に基づく栄養や運動等に関する保健指導を含む。

健康相談

健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を実施するもの。

後期高齢者

日本国内に住む 75 歳以上の高齢者のこと。65 歳から 74 歳までは前期高齢者と呼ぶ。

高齢化率

65歳以上人口が市町村の総人口に占める割合。

コーホート要因法

各コーホート（同じ年または同じ期間に生まれた人々の集団）について、「自然増減（出生と死亡）」及び「純移動（転出入）」という2つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法で、国勢調査等多くの人口推計算出に用いられる。

国勢調査

わが国に住んでいるすべての人と世帯を対象とする国の最も重要な統計調査のこと。

さ行

施設サービス

介護老人福祉施設サービス、介護老人保健施設サービス、介護療養型医療施設サービス。

住所地特例

介護保険施設に入所している者のうち、入所により当該介護保険施設の所在する場所に住所を変更した被保険者で、入所の際に他の市町村に住所を有していた者は、住所変更前の住所地市町村の被保険者とする。

小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組合せ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行うサービス。

小地域ネットワーク

小地域を単位として要援護者一人ひとりを対象に、保健・福祉・医療の関係者と住民が協働して進める、見守り・援助活動で、ひとり暮らしや寝たきりの老人世帯などが地域の中で孤立することなく、安心して生活できるよう地域住民による支え合い・助け合い活動を展開し、あわせて地域における福祉の啓発と住みよい福祉の町づくりをすすめるというもの。

予防給付

要支援者を対象とした介護予防サービス。市区町村を運営主体として、地域包括支援センター（介護予防支援事業所）のケアマネジメントのもと、実施される。

身体的・精神的機能の維持・向上を図るために、介護が必要な状態になることを予防するため、介護予防ケアプランに基づき、各種の訪問・通所サービスなどが実施される。

生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣と密接な関わりに伴い、発症・進行する疾患群で、糖尿病・脳卒中・心臓病・脂質異常症・高血圧・肥満などがある。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない者が、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで本人を法律的に支援する制度のこと。

た行

第1号被保険者

市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者。

第2号被保険者

市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者。

短期入所生活介護（ショートステイ）

要介護者が、主に介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に短期間入所して、入浴、排泄、食事などの介護や機能訓練を受けることができるサービス。

短期入所療養介護

要介護者が介護療養型医療施設など医療系の施設や介護老人保健施設（または「老健」）に短期間入所して医療的に観た治療や療養、介護、機能訓練、治療や看護などを受けられることができるサービス。

地域ケア

地域を単位として、その地域の団体、企業、事業者や行政等が協力して、保健、医療、福祉に取り組んでいこうとする考え方。

地域支援事業

要支援・要介護など介護が必要な状態になる前から介護予防を推進し、高齢者が地域において自立した生活を継続できるよう市町村が実施するもの。

「介護予防事業」、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の4つの事業がある。

制度改正により、平成 27 年度から「介護予防事業」は「介護予防・日常生活支援総合事業」として包括的に行われる。置戸町は、経過措置により平成 29 年度から移行する予定。

地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメント等を総合的に行う機関。各市町村に設置される。

保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士が配置され、専門性を生かして相互連携しながら業務にあたる。

要支援認定を受けた者の介護予防マネジメントを行う介護予防支援事業所としても機能する。

地域密着型サービス

認知症やひとり暮らしの高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活できるように創設された予防給付及び介護給付サービス。

地域の現状にあわせて、市町村が主体となって提供されるサービス。

通所介護

居宅要介護者等が、デイサービス等に通って入浴及び食事、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認、その他日常生活上の世話、機能訓練を受けることが出来るサービス。

特定健康診査

40～74 歳の医療保険加入者を対象に各医療保険者が被保険者の健康管理の一環として実施する健康診断のこと。

糖尿病や脂質異常症、高尿酸血症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、この該当者及び予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行うもの。

「特定健診」、「メタボ健診」という名称で呼ばれることもある。

特定施設入居者生活介護

介護保険の居宅サービスのひとつ。有料老人ホーム、養護老人ホーム、経費老人ホーム（ケアハウス等）、適合高齢者専用賃貸住宅等で要支援・要介護である入居者に対して行われる日常生活上の介護や機能訓練、療養上の世話などのサービスのこと。

指定を受けた有料老人ホーム等の介護・看護スタッフがサービスを提供する一般型と、有料老人ホーム等と契約した外部サービス事業所がサービス提供を行う外部サービス利用型に分かれている。

有料老人ホーム等で介護付・介護型と表示するにはこの特定施設入居者生活介護の指定が必要。

特定保健指導

特定健康診査により階層化し、「動機付け支援」「積極的支援」に該当した者に対して実施される保健指導。

対象者が自分の健康状態を自覚し、生活習慣改善にむけた自主的な取り組みを継続的に行うことができるようにするため、さまざまな働きかけやアドバイスを行う。

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

身体上、または精神上、著しい障害のある要介護者が利用可能な老人福祉施設のひとつ。

な行

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

介護保険の地域密着型サービスの1つ。

要支援2、または要介護度1～5と認定されている者が対象で、認知症の患者であることも入所の条件となる。1ユニット（生活単位、生活集団）5～9人の高齢者が専門の介護者であるホームヘルパーのケアを受けながら、家庭的な雰囲気の中で1日を通して食事と団らんを行う施設。

は行

バリアフリー

高齢者や障害者の行動を妨げる物理的な障壁が無いこと。車いすが通ることができる通路幅を確保したり、段差の解消、手すりの設置、点字案内板の設置などが該当する。

福祉用具貸与

要介護者または要支援者に対して行われる福祉用具（心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのもの）の貸与。

車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ予防用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトなどがある。

福祉用具販売

要介護者または要支援者に対しては福祉用具購入費の費用が支給される。

都道府県知事の指定を受けた事業者から特定の福祉用具（心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具であり、入浴や排せつに用いる貸与になじまない福祉用具で厚生労働大臣が定めたもの）を購入する際に、市町村が必要と認めた場合。

費用の支給は償還払いで、申請書の提出により行われる。支給額は特定福祉用具の実際の購入費の9割相当額（自己負担は1割相当額）で、同一年度内の総額に上限が設定されている。

訪問介護（ホームヘルプサービス）

介護福祉士やホームヘルパー等が要介護者または要支援者の家庭を訪問して、掃除・買い物などを行う生活援助や入浴・排泄・食事等の身体介護を行うもの。

訪問介護員（ホームヘルパー）

都道府県知事の指定する「訪問介護員養成研修」の課程を修了した者。

身体上又は精神上の障害により、日常生活を営むのに支障がある者の自宅を訪ね、入浴、排泄、食事その他の介護を行う者。

訪問看護

訪問看護ステーションや病院・診療所から、保健師・看護師・准看護師が要介護者または要支援者の家庭を訪問して、主治医の指示により、介護予防を目的とした療養上の世話や診療を行うもの。

訪問入浴介護

要介護者または要支援者の自宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護。

訪問リハビリテーション

病状が安定期にあり、その心身の機能の維持安定を図るために一定のリハビリテーションが必要であると主治医が認めた要介護者または要支援者の家庭を訪問して、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うもの。

保健委員

各自治会から選出される委員。年2回、研修会が開催され、町の保健サービスなどについて学ぶ。また、地域の健康診査やがん検診の取りまとめを行う。

保険者

介護保険の運営主体（市町村）。保険者は介護保険に関する収入及び支出について、特別会計を設けなければならない。

ま行

マンパワー

人の労働力。

や行

有償ボランティア

ボランティアをする際に、謝礼程度の対価を受け行うボランティア活動。対価の内容は、金銭のほかに、ボランティアをポイントで換算し地域でサービスを受ける際に使える地域通貨（地域マネー）等がある。

ユニバーサルデザイン

すべての人にやさしいデザインが、高齢者や障害者などにとってもやさしいデザイン、利用しやすいデザインであるということ。

要介護者

要介護状態にある 65 歳以上の者（第 1 号被保険者）、もしくは要介護状態にある 40～64 歳までの特定疾病（政令に定められている、加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾病）によって身体上または精神上的の障害を持つ者（第 2 号被保険者）。

要支援者

要支援状態にある 65 歳以上の者（第 1 号被保険者）、もしくは要支援状態にある 40～64 歳までの特定疾病によって身体上または精神上の障害を持つ者（第 2 号被保険者）。

養護老人ホーム

65 歳以上であって、環境上の理由（住宅に困窮している場合や家庭環境悪化等）に加え、経済的な理由（経済的に困窮している場合等）により、在宅での生活が困難な高齢者が入所する施設。

ら行

リハビリテーション

障がいを持った人々に対し、その障がいを可能な限り回復治癒させ、残された能力を最大限に高め、身体的・精神的・社会的にできる限り自立した生活が送れるよう、機能訓練に対する援助をすること。